

自転車事故の補償範囲について

次の条件を満たす場合、業務中に発生した自転車事故は補償対象となります。



- ・業務に起因する事故であること
- ・自転車は人力によるものに限る(電動アシスト自転車を含む)

下記の補償制度において、補償対象となります。

- ①補償対象は相手方(他人)の身体障害・財物損壊に限ります。
- ②支払の対象外となる事由については各制度のパンフレットをご確認ください(施設:P12、居宅:P8、P11)。

1. 介護老人保健施設

介護老人保健施設総合補償制度

「Ⅰ. 賠償事故補償制度」

※訪問リハビリテーションを対象に含めるにはⅠ. 訪問リハビリテーションへ別途加入が必要(年間保険料1,000円)

2. 居宅介護支援事業所、地域包括支援センター

居宅介護事業者補償制度

「Ⅰ. 居宅介護支援事業者賠償事故補償制度」

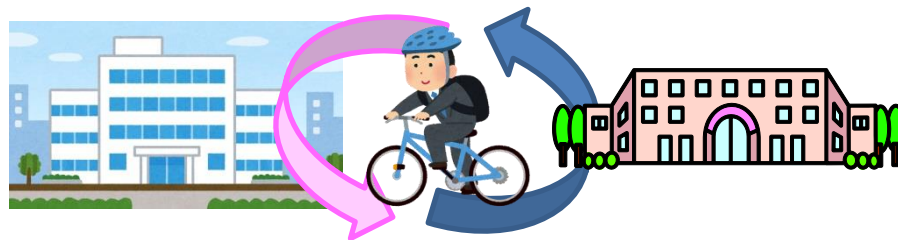
3. 「2」以外の居宅サービス事業者

※Ⅱ. 居宅サービス事業者賠償事故補償制度加入対象事業者に限る

居宅介護事業者補償制度

「Ⅱ. 居宅サービス事業者賠償事故補償制度」

業務のため、施設間を自転車で移動する場合



利用者宅を業務により自転車で訪問する場合
(介護認定調査・リハビリテーションマネジメント等)



利用者宅

居宅サービス事業所等

制度の利用をご検討される場合は「事故報告書」を全老健共済会までFAX(03-5425-6901)にて送信下さい。